

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN		在留カード RESIDENCE CARD		番号 No. UH58579738DF	
氏名 TRAN VAN NAM					
NAME					
生年月日 DATE OF BIRTH		1999年03月04日 性別 男 M 国籍・地域 NATIONALITY/REGION		ベトナム	
住居地 ADDRESS		福島県喜多方市豊川町高堂太字笠畑 1 2 6 5 番地 1			
在留資格 STATUS		特定技能 1 号 Specified Skilled Worker (1)			
在留期間 (満了日) PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION)		2026年07月29日 2026 07 29			
許可の種類 許可年月日		在留資格変更許可 (台山人出入国在留管理局) 2025年07月29日			
このカードは		2026年07月29日まで有効		です。	

[illegible]

日本国法務大臣

指 定 書

氏 名 TRAN VAN NAM

国籍・地域 ベトナム

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄
第1号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦
の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

・ 本邦の公私の機関

氏名又は名称 : エステー工業株式会社

所 在 地 : 福島県喜多方市字三丁目4858番地

・ 特定産業分野 : 工業製品製造業



日 本 国 法 務 大 臣

ogata.gyosel105@gmail.com

差出人: info@ras-immi.moj.go.jp
送信日時: 2025年6月19日 木曜日 2:13
宛先: a.ogata@office-ogata.jp; ogata.gyosel105@gmail.com
件名: [在留申請オンラインシステム] 申請受付番号のお知らせ

(メールは、在留申請オンラインシステムから自動的に送信しております。)

OGATA ATSUSHI 様
TRAN,VAN,NAM 様

申請受付日 : 20250618
申請受付番号 : 95920250000458128-00
申請種別 : 在留資格変更許可申請 Change of status of residence
申請人在留カード番号 : UH03517640DF
の申請について、申請受付番号をお知らせいたします。
申請受付番号 : 仙オンC V 25001406

本メールは、申請中であることを証明するものとなりますので、利用後及び申請人の方は申請中は本メールを削除しないように保存し、必要に応じて印刷するなどして携行してください。

申請に関して出入国在留管理官署にご連絡される際は、申請受付番号をお伝えください。なお、出入国在留管理官署にご連絡いただいた際、審査の都合上、別の官署(出張所等)をご案内することもありますので、あらかじめご了承ください。
審査が完了しましたら、改めて利用者の方にメール又は郵送によりお知らせします。
なお、申請の受付官署は、申請受付番号の頭文字に並び以下のとおりとなります。

札幌: 札幌出入国在留管理局
仙オン: 仙台出入国在留管理局
東京: 東京出入国在留管理局
横濱: 東京出入国在留管理局横浜支局
名古屋: 名古屋出入国在留管理局
阪オン: 大阪出入国在留管理局
神オン: 大阪出入国在留管理局神戸支局
広島: 広島出入国在留管理局
高松: 高松出入国在留管理局
福岡: 福岡出入国在留管理局
那オン: 福岡出入国在留管理局那覇支局

▼在留申請オンラインシステムへのログインはこちら
<https://www.ras-immi.moj.go.jp/WC01/WCAAS010/>

1

※本メールは、送信専用メールのため、返信は受け付けておりません。
※本メールにお心当たりがない場合は、大変お手数をおかけいたしますが、下記のお問合せリンクのうち、業務内容に在留審査と記載のある地方出入国在留管理官署へ、また、システムの操作方法にご不明な点がございましたら、下記のお問合せ先へご連絡ください。
※本メールの掲載内容の無断転載を禁じます。

■地方出入国在留管理官署のお問合せリンク
<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html>

■システムの操作方法に関するお問合せ先
在留申請オンラインシステムヘルプデスク
TEL : 050-3786-3053
MAIL : mjf.support.cw@hitachi-systems.com

■お知らせ
【重要: 在留手続等手数料の改定について】
2025年4月1日以前に申請された在留手続等について、許可又は交付時の手数料が改定されます。
詳しくは出入国在留管理庁ホームページをご確認ください。
https://www.moj.go.jp/isa/01_00518.html

【YouTube Video 「生活オリエンテーション動画」のご案内】
https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00078.html
税金や健康保険等、外国人の皆様が、日本で安心して生活するために必要な情報をYouTube動画で配信しています。多言語での閲覧が可能です。是非ご視聴ください。

【外国人生活支援ポータルサイトのご案内】
<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>
外国人の皆様が、日本で安心して生活するために有用な情報を提供しています。
多言語での閲覧が可能です。是非ご利用ください。

【出入国在留管理庁メール配信サービスのご案内】
<https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/mail-service.html>
出入国在留管理庁が、日本で生活する外国人の皆様や外国人の方を雇用・支援等する団体や企業の皆様に、お役に立つ情報をメールでお届けします。在留外国人向けサービスは、任意で皆様の在留期間を登録いただくと、期滿の前にリマインドメールをお送りする機能もあります。是非ご利用ください。

(※ 所屬機関の職員、屋出済弁護士、屋出済行政書士、公益法人の職員、登録支援機関の職員等の皆様にのみおかれましては、大変お手数ですが、本件申請に係る外国人の皆様にのご案内いただけましたら幸いです。)

■お知らせ (やさしい日本語 (にほんご))
【大事 (だいじ) なお知らせ : 手数料 (てすうりょう) の変更 (へんこう)】
2025年 (ねん) 4月 (がつ) 1日 (いち) より機 (き) 械 (かい) に申請 (しんせい) した在留手続 (ざいりゅうてづき) について、許可 (きょか) のときに払 (はら) う手数料 (てすうりょう) <= お金 (かね) > が変 (か) わります。
くわい内容 (ないよう) はホームページを見 (み) てください。
https://www.moj.go.jp/isa/01_00518.html

2

【YouTube Video 「生活 (せいかつ) オリエンテーション動画 (どうが)」について】
https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00078.html
外国 (がいこく) の人 (ひと) が、日本 (にほん) で生活 (せいかつ) した、働 (はたら) いたりするために必要 (ひつよう) なことをYouTubeの動画 (どうが) にしました。仕事 (しごと) のことやお金 (かね) のことがわかります。いろいろな国 (くに) の言葉 (ことば) で見 (み) ることができるので、ぜひ見 (み) てください。

【外国人 (がいこくじん) 生活 (せいかつ) 支援 (しえん) ポータルサイトについて】
<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>
外国 (がいこく) の人 (ひと) が、日本 (にほん) で生活 (せいかつ) するために必要 (ひつよう) なことを、お知 (し) らせています。いろいろな国 (くに) の言葉 (ことば) で見 (み) ることができるので、ぜひ見 (み) てください。

【入管 (にゅうかん) のメール配信 (はいしん) サービスについて】
<https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/mail-service.html>
入管 (にゅうかん) が、役 (やく) に立 (た) った情報 (じょうほう) をメールします。また、みなさんの在留期限 (ざいりゅうきげん) を登録 (とうろく) すると、手続 (てづき) を忘 (わす) れないように期限 (きげん) のすこしまえにメールで知 (し) らせます。ぜひ使 (つか) ってください。

■発行元
法務省 出入国在留管理庁

(This email was sent automatically from the online residence application system.)

Dear OGATA ATSUSHI
Dear TRAN,VAN,NAM

Application acceptance date : 20250618
Provisional application acceptance no. : 95920250000458128-00
Type of application : 在留資格変更許可申請 Change of status of residence
Number of the applicant's residence card, etc. : UH03517640DF The application acceptance number for the above application is:
Application acceptance no. : 仙オンC V 25001406

Since this email proves that the application is currently being processed, the online residence application system user and the actual applicant are asked not to delete this email while the application is still being processed, but to save it, print it out where necessary, and carry it on their person.

If you contact the immigration services office about your application please give your application acceptance number. Please note that if you contact the immigration services office, we may refer you to another office (branch office), which may be able to provide greater assistance with the examination. When the examination has been completed, we will notify the user by email or by post once again. The office accepting your application corresponding to the first letters of your application acceptance number will be as follows:

札幌: Sapporo Regional Immigration Services Bureau

3

仙オン: Sendai Regional Immigration Services Bureau
東京: Tokyo Regional Immigration Services Bureau
横濱: Yokohama District Office of Tokyo Regional Immigration Services Bureau
名古屋: Nagoya Regional Immigration Services Bureau
阪オン: Osaka Regional Immigration Services Bureau
神オン: Kobe District Office of Osaka Regional Immigration Services Bureau
広島: Hiroshima Regional Immigration Services Bureau
高松: Takamatsu Regional Immigration Services Bureau
福岡: Fukuoka Regional Immigration Services Bureau
那オン: Naha District Office of Fukuoka Regional Immigration Services Bureau

▼ Log in to the online residence application system here
<https://www.ras-immi.moj.go.jp/WC01/WCAAS010/>

* This email address is for transmission purposes only, and therefore, please do not reply to this email address.
* If you have no knowledge of this email, please contact the regional immigration services office, which is given in the status of residence examination information in the contents of services, from the following inquiries link, or if you have any questions about how to operate the system, please contact the help desk given below.
* Unauthorized reproduction of the contents of this email is strictly forbidden.

■ Link for inquiries to the regional immigration services office
<https://www.isa.go.jp/en/about/region/index.html>

■ Inquiries about how to operate the system
Online residence application system help desk
TEL : 050-3786-3053
MAIL : mjf.support.cw@hitachi-systems.com

■ Information;
Important Notice "Revision of fees for residence procedures."
The fees for permission or issuance will be revised for residence procedures, etc. applied for on or after April 1, 2025.
For details, please refer to our website: https://www.moj.go.jp/isa/01_00518.html

YouTube video "Videos for the Daily Life Orientation in Japan"
https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00078.html
Immigration Services Agency created videos for the daily life orientation in various languages. This video will provide basic information about life in Japan. Please take a look and use it in your daily life.

"A Daily Life Support Portal for Foreign Nationals"
<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>
"A Daily Life Support Portal for Foreign Nationals" is a website that informs you about what is necessary and important for living in Japan.

4

You can find information in various languages on the lifestyle support provided by each ministry or agency. Please visit this website.

"Information on Immigration Services Agency E-mail distribution service for foreign residents and related organizations"

<https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/mail-service.html>

Immigration Services Agency sends you useful information via e-mail. Also, if you register your expiration date of the period of stay on this E-mail distribution service, Immigration Services Agency will send you a remind message before your expiration date of the period of stay. So, please feel free to use it.

■ Issuer
Immigration Services Agency, Ministry of Justice



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

在留申請オンラインシステム

ユーザ名: OGATA ATSUSHI

前回ログイン日時 2025/06/17 19:56

ログアウト

接続延長

本画面への遷移から30分経過した場合、自動的にタイムアウトとなります。
タイムアウトまでの時間を延長する場合は上部の「接続延長」ボタンを押してください。
押した時点から30分間延長されます。

申請情報入力(在留資格変更許可申請)

申請種別及び在留資格選択(STEP1) / 身分事項1(STEP2-1) / 身分事項2(STEP2-2)
/ 活動に関する事項(STEP2-3) / 入力情報確認(STEP3) / 申請情報入力完了(STEP4)

入力情報確認(STEP3)

身分事項1(STEP2-1)の入力内容

1 申請人の基本情報
(1) 国籍・地域

ベトナム Viet Nam

(2) 氏名

TRAN,VAN,NAM

(3) 性別

男 male

(4) 生年月日

1999-03-04

(5) 配偶者の有無

無 Single

(6) 職業

会社員

(7) 本国における居住地

ベトナム、ハナム

(8) 住居地(都道府県市区町村)

福島県喜多方市

住居地(町名丁目番地等)

豊川町高堂太堂畑1 2 6 5 番地1

(9) 電話番号

0241222157

携帯電話番号

(10) メールアドレス

(11) 旅券番号

C9095702

(12) 旅券有効期限

2030-03-26

(13) 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無(日本国外におけるものを含む。)

無 No

(14) 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・叔(伯)父・叔(伯)母など)及び同居者の有無

無 No

(15) 住民税の納税額(直近年度)

6千円

(16) 在留カードの受領方法

窓口 Regional office counter

(17) 受領官署

仙台出入国在留管理局仙台出張所 Kooriyama Branch Office Sendai Regional Immigration Services Bureau

(18) 申請人である外国人本人の通知送信用メールアドレス

ogata.gyosei105@gmail.com

修正

身分事項2(STEP2-2)の入力内容

1 出生地

ベトナム、ナムディン

2 項に有する在留資格

特定活動 Designated Activities

3 在留期間

6月

4 在留期間の満了日

2025-10-02

5 在留カード番号

UH03517640DF

6 ED番号(英字)

7 ED番号(数字)

8 希望する在留資格

特定技能1号 Specified Skilled Worker (1)

9 希望する在留期間

1年

10 変更の理由

現在所属する会社で引き続き仕事をしたいため変更を希望します。

11 代理人(法定代理人による申請の場合にのみ)
氏名

本人との関係

住所(都道府県市区町村)

住所(町名丁目番地号等)

電話番号

携帯電話番号

12 取次者等(オンラインシステム利用者)氏名

尾形 淳

修正

活動に関する事項(STEP2-3)の入力内容

1 技能水準
評価区分

技能実習2号を良好に修了 Successfully completed Technical Intern Training (II)

「分野別運用方針に定める評価方法による証明」を選択した場合に、合格した試験名を選択または、その他の評価方法を入力
合格した試験名1

受験地

合格した試験名2

受験地

合格した試験名3

受験地

その他の評価方法による証明

2 日本語能力(「特定技能1号」での在留を希望する場合にのみ)
評価区分

技能実習2号を良好に修了 Successfully completed Technical Intern Training (II)

「分野別運用方針に定める評価方法による証明」を選択した場合に、合格した試験名を選択または、その他の評価方法を入力
合格した試験名1

受験地

合格した試験名2

受験地

合格した試験名3

受験地

その他の評価方法による証明

3 良好に修了した技能実習2号(上記1,2において技能実習2号を良好に修了を選択した場合にのみ)
職種・作業1
職種

溶接 Welding

作業

半自動溶接 Semi-automatic welding

良好に修了したことの証明

実習状況に関する書面による証明 Proof based on a document relating to the status of the technical intern training

(複数ある場合に職種・作業2にのみ)
職種・作業2
職種

作業

良好に修了したことの証明

4 申請時における特定技能1号での通算在留期間(過去の在留歴を含む)。「特定技能1号」での在留を希望する場合にのみ)

0年3月

5 特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約の有無

無 No

「有」を選択した場合にのみ
徴収又は管理機関名

徴収金額又は管理財産

6 特定技能雇用契約に係る申込みの取次ぎ又は外国における活動準備に関する外国の機関への費用の支払について、その額及び内訳を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の支払がある場合に入力)

「有」を選択した場合にのみ
外国の機関名

支払額(日本円に換算)

7 国籍又は住居を有する国又は地域において定められる、本邦で行う活動に関連して遵守すべき手続を経ていることの有無(当該手続が定められている場合に入力)

有 Yes

8 本邦において定期的に負担する費用について、対価の内容を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の負担がある場合に入力)

有 Yes

9 技能実習によって本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めることの有無(技能実習の在留資格をもって在留していたことがある場合であって、「特定技能2号」での在留を希望する場合に入力)

10 申請人につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に入力)

有 Yes

11 職歴(外国におけるものを含む)

職歴 1

勤務先名称

エステー工業株式会社

入社年月

2022-04

退社年月

2025-06

12 特定技能雇用契約
(1) 雇用契約期間(始期)

2025-04-02

雇用契約期間(終期)

2028-04-01

(2) 従事すべき業務の内容(複数ある場合は全て入力)
特定産業分野1

素形材・産業機械・電気電子(特定技能1号) Machine parts&tooling/Industrial machinery/Electric,electronics and Information Industries SSW(I)

職種区分1

機械金属加工（素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号）Machining and metal processing(Specified Skilled Worker(I))

特定産業分野2

職種区分2

特定産業分野3

職種区分3

主たる職種

製品製造・加工処理従事者（金属製品）Product manufacturing / processing worker (metal products)

他職種1

他職種2

他職種3

(3) 所定労働時間(週平均)

38時間

所定労働時間（月平均）

168時間

所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であることの有無

有 Yes

(4) 月額報酬

168,500円

基本給の時間換算額

973円

同等の職務に従事する日本人の月額報酬(該当がない場合は空欄とする)

178,500円

報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることの有無

有 Yes

(5) 報酬の支払方法

口座振込み Paid into a bank account

(6) 外国人であることを理由として日本人と異なった待遇としている事項の有無

無 No

「有」を選択した場合に、内容を入力

(7) 外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていることの有無

有 Yes

(8) 雇用関係につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に入力)

有 Yes

(9) 外国人が特定技能雇用契約終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは、当該旅費を負担するとともに、出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていることの有無

有 Yes

(10) 外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていることの有無

有 Yes

(11) 外国人の適正な在留に資するために必要な事項につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に入力)

(12) 派遣先(労働者派遣の対象とする場合に入力)

氏名又は名称

法人番号

雇用保険適用事業所番号

所在地(都道府県市区町村)

所在地(町名丁目番地号等)

電話番号

代表者の氏名

派遣期間(始期)

-

派遣期間(終期)

-

(13) 職業紹介事業者(特定技能雇用契約の成立をあっせんする職業紹介事業者がある場合に入力)

氏名又は名称

法人番号

雇用保険適用事業所番号

所在地(都道府県市区町村)

所在地(町名丁目番地号等)

電話番号

許可・届出番号

愛媛年月日

(14) 取次機関(職業紹介事業者があっせんを行うに際し、情報の取次ぎを行う者がある場合に入力)

氏名又は名称

所在地(国・地域)

所在地(都道府県市区町村)

所在地(町名丁目番地号等)

電話番号

13 特定技能所属機関

(1) 氏名又は名称

エステー工業株式会社

(2) 法人番号

7380001018591

(3) 雇用保険適用事業所番号

07036140848

(4) 業種

主たる業種

金属製品製造業 Manufacturing (Metal products)

「その他」を選択した場合に、業種を入力

他業種1

「その他」を選択した場合に、業種を入力

他業種2

「その他」を選択した場合に、業種を入力

(5) 所在地(都道府県市区町村)

福島県喜多方市

所在地(町名丁目番地号等)

字三丁目4 8 5 番地

(6) 電話番号

0241222157

(7) 資本金

10,000,000円

(8) 年間売上金額(直近年度)

14,000万円

(9) 常勤職員数

10名

(10) 代表者の氏名

代表取締役 鶴巻 高幸

(11) 勤務させる事業所情報

勤務させる事業所名

本社工場

所在地(都道府県市区町村)

福島県喜多方市

所在地(町名丁目番地号等)

高堂太堂畑1 2 6 5 番地1

健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であることの有無

有 Yes

労災保険及び雇用保険の適用事業所であることの有無

有 Yes

「有」を選択した場合に、労働保険番号を入力

07107001588000

(12) 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定に違反したことの有無

無 No

「有」を選択した場合に、内容を入力

(13) 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、外国人が従事する業務と同種の業務に従事していた労働者を非自発的に雇ったことの有無

無 No

「有」を選択した場合に、内容・理由を入力

(14) 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させたことの有無

無 No

「有」を選択した場合に、内容を入力

(15) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が法令に違反して刑に処せられたことの有無

無 No

「有」を選択した場合に、内容・該当者名を入力

(16) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の適正な履行に影響する情報の漏洩の障害を有することの有無

無 No

「有」を選択した場合に、内容・該当者名を入力

(17) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないことの有無

無 No

「有」を選択した場合に、内容・該当者名を入力

(18) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消されたことの有無

無 No

「有」を選択した場合に、内容・該当者名を入力

(19) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された法人の役員であったことの有無

無 No

「有」を選択した場合に、内容・該当者名を入力

(20) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又は締結の日以後に、出入国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為をしたことの有無

無 No

「有」を選択した場合に、内容・該当者名を入力

(21) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が暴力団員であること又は5年以内に暴力団員であったことの有無

無 No

「有」を選択した場合に、内容・該当者名を入力

(22) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者の法定代理人(法人である場合はその役員)が(15)から(21)に該当することの有無(特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に入力)

無 No

「有」を選択した場合に、内容・該当者名を入力

(23) 暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事業活動を支配する者であることの有無

無 No

「有」を選択した場合に、内容を入力

(24) 外国人の活動内容に関する文書を作成し、活動をさせる事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無

有 Yes

(25) 特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約があることを認關して特定技能雇用契約を締結していることの有無

無 No

「有」を選択した場合に、内容を入力

(26) 特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していることの有無

無 No

「有」を選択した場合に、内容を入力

(27) 1号特定技能外国人支援に關する費用について、直接又は間接に外国人に負担させないこととしていることの有無(申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に入力)

有 Yes

(以下(28)、(29)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に入力)
(28) 次のいずれかに該当することの有無

「有」の場合は該当するものを選択し、内容を入力

①派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること

②地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること

③地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること

④派遣先において従事する業務の属する分野が産業である場合であって国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること

(29) 労働者派遣をすることとしている派遣先が(12)から(23)に該当していることの有無

「有」を選択した場合に、内容を入力

(30) 労災保険加入等の措置の有無

有 Yes

「有」を選択した場合に、内容を入力

労災保険加入

(31) 特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることの有無

有 Yes

(32) 外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する振込み又は現実に支払われた額を確定できる方法によって支払われることとしており、かつ、債権の場合には、出入国在留管理庁長官に報酬の支払を裏付ける客観的な資料を提出し、その確認を受けることとしていることの有無

有 Yes

(33) 特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に入力)

有 Yes

(以下(34)から(42)は申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託しない場合に入力)

(34) 支援責任者情報
支援責任者名

所属・役職

役員又は職員の中から支援責任者を選任していることの有無

(35) 支援担当者情報
支援担当者名

所属・役職

役員又は職員の中から、業務に従事させる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることの有無

(36) 次のいずれかに該当することの有無

「有」の場合は該当するものを選択

①過去2年間に於いて法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績を有すること

②支援責任者及び支援担当者が過去2年以内に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有すること

③その他支援業務を適正に実施できる事情を有すること

④を選択した場合に内容を入力

(37) 1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を、外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していることの有無

(38) 1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し、1号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くことの有無

(39) 支援責任者及び支援担当者が、1号特定技能外国人支援計画の中立案を実施を行うことができる立場の者であることの有無

(40) 特定技能雇用契約締結の日前5年以内又は契約締結の日以後に適合1号特定技能外国人支援計画に基づく1号特定技能外国人支援を怠ったことの有無

「有」を選択した場合に、内容を入力

(41) 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施できる体制を有していることの有無

(42) 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に入力)

14 1号特定技能外国人支援計画(申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に入力)

(1) 在留資格変更申請前に、特定技能雇用契約の内容、本邦において行うことができる活動の内容、上陸及び在留のための条件その他の本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無

有 Yes

(2) 上記(1)について、対面により、又はテレビ電話装置その他の方法により行うこととしていることの有無

有 Yes

(3) 出入国時に滞又は飛行場への送迎をすることとしていることの有無

有 Yes

(4) 適切な住居の確保に係る支援をすることとしていることの有無

有 Yes

(5) 金融機関における預金口座等の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすることとしていることの有無

有 Yes

(6) 在留資格変更後に、本邦での生活一般に関する事項、国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続、相談又は苦情の申出に関する連絡先、十分に理解することができる言語で医療を受けることができる医療機関に関する事項、防災・防犯に関する事項、緊急時における対応に必要な事項及び外国人の法的保護に必要な事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無

有 Yes

(7) 外国人が国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続を履行するに当たり、必要に応じ、関係機関への同行その他の必要な措置を講ずることとしていることの有無

有 Yes

(8) 日本語を学習する機会を提供することとしていることの有無

有 Yes

(9) 外国人が十分に理解することができる言語により、相談又は苦情の申出に対して、遅滞なく、適切に応じるとともに、必要な措置を講ずることとしていることの有無

有 Yes

(10) 外国人と日本人の交流の促進に係る支援をすることとしていることの有無

有 Yes

(11) 外国人が、その責めに帰すべき事由によらずに特定技能雇用契約を解除される場合は、転職支援をすることとしていることの有無

有 Yes

(12) 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談(外国人が行う場合には当該外国人が十分に理解することができる言語による面談)を実施し、問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報することとしていることの有無

有 Yes

(13) 1号特定技能外国人支援計画を日本語及び外国人が十分に理解することができる言語により作成し、当該外国人にその写しを交付することとしていることの有無

有 Yes

(14) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる事項を1号特定技能外国人支援計画に記載していることの有無(当該事項が定められている場合に入力)

(15) 支援の内容が外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、支援を実施する者において適切に実施することができるものであることの有無

有 Yes

(16) 1号特定技能外国人支援計画の内容につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に入力)

15 登録支援機関(申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の業務を委託する場合に入力)

(1) 氏名又は名称

尾形 淳 (おがた行政書士事務所)

(2) 法人番号

(3) 雇用保険適用事業所番号

(4) 住所(都道府県市区町村)

福島県郡山市

住所(町名丁目番地号等)

富久山町久保田字古町255番地レジデンスミナミ2-101号

(5) 電話番号

0249839745

(6) 代表者の氏名

尾形 淳

(7) 登録番号

22登007808

(8) 登録年月日

2022-11-29

(9) 支援を行う事業所の名称

おがた行政書士事務所

(10) 所在地(都道府県市区町村)

福島県郡山市

所在地(町名丁目番地号等)

富久山町久保田字古町255番地レジデンスミナミ2-101号

(11) 支援責任者名

尾形 淳

(12) 支援担当者名

尾形 淳

(13) 対応可能言語

インドネシア語・スリランカ語・タイ語・タガログ語・ネパール語・ベトナム語・中国語・英語

(14) 支援委託手数料(月額/人)

22,000円

修正

申請内容を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。

フリー欄

活動に関する事項(STEP2-3)の入力内容、11 職歴(外国におけるものを含む)については現職の情報を入力しております。

退職年月は便宜上6月と入力しておりますが、在職中で間違いありません。

☒ 申請内容が事実と相違ないことを申請人本人(代理人による申請の場合は当該代理人)及び所属機関の代表者に確認しました。

申請情報入力ボタンを押下すると、以降申請内容の確認・変更ができなくなります。

申請内容を控えてメモやスクリーンショットを取得してください。

申請内容を控えた後、チェックボックスにチェックを入れてください。

☒ 申請内容を控えました。

申請情報入力

Copyright (C) Immigration Services Agency of Japan All Rights Reserved.

「特定技能1号」に係る提出書類一覧表
(在留資格変更許可申請用)

<表紙>

<申請に当たっての留意事項>

- ◆ 申請に必要な書類は、受入れ機関の法人・個人事業主の別、分野別に応じて、①「表紙」、②「第1表」、③「第2表の1～3のいずれか」、④「第3表の1～3のいずれか」となっており、①から④までの書類を組み合わせるものになります。
- ◆ 「第3表」は、本人で在留資格での入国をする場合 → ①「表紙」+②「第1表」+③「第2表の1」+④「第3表の1」
- ◆ 機関に特定技能外国人を受け入れている受入れ機関については、第2表の提出は不要です。
- ◆ 申請書及び交付書は、片側用紙(A4サイズ)としてください。
- ◆ 提出書類が定められているものについては、発行(作成)第1号以降のものに限り、提出書類の「第1」又は「第2」のいずれかに○を付けてください。
- ◆ 申請書は、①から④までの書類を組み合わせ、第1表の欄に記入の上で、提出書類の「第1」又は「第2」のいずれかに○を付けてください。
- ◆ 第1表の欄「申請人氏名」で記入する欄の申請人については、提出書類の「第1」又は「第2」のいずれかに○を付けてください。次のとおりに必要な書類とともに提出してください。「申請人氏名」は、出入国在留管理庁のホームページに掲載しています。 http://www.mof.go.jp/isa/portal/930003950_2.htm
- ◆ 本表の欄「申請人氏名」欄の申請人については、一覧表の欄に記入する欄の欄を提出書類に記入してください。
- ◆ 本表の欄「申請人氏名」の欄に記入する申請人については、①「表紙」、②「第1表」、③「第2表の1～3のいずれか」の3種類を組み合わせ、片側用紙(A4サイズ)で記入の上、申請人ごとに1枚ずつクリップ等(枚数文字など)で綴じの上で、提出書類に提出してください。
- ◆ 提出を省略することができる事項については、提出書類に、当該書類を提出した申請日及び申請書受理の受理番号を特定できる書類を記載してください。

(記載例)「2022年1月1日」→「2022年1月1日」又は「ベトナム HUYEN THI VIET の 2022年1月の在留資格変更許可申請」

- ◆ 表紙の欄のうち参考用紙のもの、必ず使用しなければならないものはありませんが、使用しない場合は、欄の内容が記載できる書類を提出してください。
- ◆ 書類の添付で、必要に応じて本表に記載している欄以外についても提出を求めることがあります。
- ◆ 参考書類は、出入国在留管理庁のホームページに掲載しています。 http://www.mof.go.jp/isa/portal/930003950_2.htm
- ◆ 弁護士及び行政書士以外の者が、在留資格変更許可申請書を含む官公署に提出する申請書類の書類の作成を依頼する等として行うことは、行政書士法違反に当たるとおそれるので留意します。

<提出の留意事項の内容>

- ◆ 本表の「提出の留意事項」欄の欄は次のとおりです。なお、提出の留意事項については「留意事項」の欄にも必ず記載してください。
- (注1) 申請人に係る在留資格の在留資格申請(在留資格認定申請書交付申請、在留資格変更許可申請、在留資格更新許可申請、以下、同じ。)において提出済み(提出済みの内容に変更がなく、有効期間があるもの)は提出しない。
- (注2) 申請人に係る在留資格の在留資格申請(在留資格認定申請書交付申請、在留資格変更許可申請、在留資格更新許可申請、以下、同じ。)において提出済み(提出済みの内容に変更がなく、有効期間があるもの)は提出しない。
- (注3) 受け入れている在留資格の外国人に係る在留資格の在留資格申請において提出済み(提出済みの内容に変更がなく、有効期間があるもの)は提出しない。
- (注4) 受け入れている在留資格の外国人に係る在留資格の在留資格申請において提出済み(提出済みの内容に変更がなく、有効期間があるもの)は提出しない。
- (注5) 受け入れている在留資格の外国人に係る在留資格の在留資格申請において提出済み(提出済みの内容に変更がなく、有効期間があるもの)は提出しない。
- (注6) 受け入れている在留資格の外国人に係る在留資格の在留資格申請において提出済み(提出済みの内容に変更がなく、有効期間があるもの)は提出しない。

申請人の氏名

TRAN VAN NAM

特定技能支援機関の名称

エスデー工業株式会社

＜実用 - 第1冊＞

番号	必要書類	様式番号	提出の 裏面	提出事項	提出期限		官庁側
					いずれか 選択	通知で提出した 申請書及び申請書添	
1	特定技能外国人入籍申請書提出後送附書(「書封」)		○	※申請の特定人について母国で申請がある場合は、「申請する特定技能外国人の名簿」(H29年度版)を封付 ※同一の受入れ機関に受け入れられる場合に限る。	特	無	有 無
2	在留資格変更許可申請書 (「ジョウシ」)	在留資格2号 様式	□	※申請時6か月以内に正装した顔写真が 貼られた顔写。顔写真は計4枚(申請人の写真 4枚 4cm×3cm)を封付。写真の裏面に 申請人の氏名を記載	特	無	有 無
3	特定技能外国人の帰納に関する返答書 (注)返答確定に基づき報酬を決定した場合には返答金 を支払	参考様式 第1-4号	○	※返答書に返答する「一定の返答額」が あり返納を求められなければならない。及 び返納した特定技能外国人を受け入れていた 機関については返答し返信	特	無	有 無
4	特定技能雇用契約書の写し	参考様式 第1-5号	○	※申請人が十分に理解できる言語での記 載が必要	特	無	有 無
5	(1)雇用契約書の写し (注)1年間の雇用の契約期間を短縮している場合は そのものも写付 (2)労働条件の明示に関する書類が記載された労働力 シートの写し (3)労働者の生活や労働環境に関する調査結果の写し	参考様式 第1-6号	○	※申請人が十分に理解できる言語での記 載が必要(雇用条件書(参考様式第1-6 号)の写しのみ)	特	無	有 無
6	(2)雇金の支払	参考様式 第1-6号別添	○	※申請人が十分に理解できる言語での記 載が必要	特	無	有 無
7	雇用主の住所に係る説明書 (注)雇用契約の成立を認めない旨がある場合には、雇用契約書写しに関する「人材サービス配合官」 (厚生労働省雇用安定政策ホームページ)の記載を明 示したものも写付	参考様式 第1-16号	○	※第2条の1に該当する「一定の事項が あり適正な受入れが行えなければならない」及 び「特に特定技能外国人を受け入れていた 機関については返答書 雇用契約の成立を認めない旨がある旨がな い場合でも提出が必要	特	無	有 無
7	健康診断結果書	参考様式 第1-3号	○	※病院発行の様式でも差し支えない。 受診機関日は参考様式に記載のものが必要 であることが必要 ※外国で作成されている場合は、日本 様式を添付	特	無	有 無
	受給者の申請書	参考様式 第1-3号別添	○		特	無	有 無

＜使用例－第1例＞

番号	必要書類	提出形式	提出の期日	留意事項	提出等関係		官庁欄
					いずれか の欄	通知に該当した 申請日及び受理番号	
	(1)申請人の住民票の改訂証明書 [注]最近1年分が必要 R7.R6		△ (注2)	※1世帯の総所得額、課税総額、納税総額が記載されているものが必要 ※2住所が変更中の方は不要 ※納税総額記載の簿の提出、納税の届出、支払利用を受けている場合は、支払利用を受けていることが納税総額欄に記載されていること、当該課税に関する通知書の写しの提出が必要	有	無	有
	(2)申請人の住民票の改訂証明書 ※1世帯の納税が経過している最近1年分のものが必須 ※改訂証明書と同一内容でない場合は必ず改訂手続の欄に注意 R7.R6		△ (注2)		有	無	有
	(3)申請人の給与所得の源泉徴収票の写し [注]1で証明されている内容に対応する年度のもの R6.R5		△ (注2)	※源泉徴収の源泉徴収票がある場合は、源泉徴収票の上、源泉徴収簿(源泉徴収証明書その3)(税目)「Q」源泉所得税及び復興特別所得税、「E」源泉所得税及び地方消費税「E」(源泉所得税、13歳未満)の提出が必要 ※納税の届出又は納付書等の提出を受けている場合は、当該源泉徴収票の記載がある納税証明書及び未納がある場合は、その納税証明書(その1)の提出が必要	有	有	有
※	7月期の国民健康保険等特別徴収の写し [注]徴収番号及び特別徴収番号・番号と申請人側でマスキング(黒塗り)すること。 (<u>国保・国民健康保険</u>)		△ (注2)	※申請時点で申請人が国民健康保険の特別徴収である場合に提出が必要 ※納付や徴収の取り下げを受けている場合である、国民健康保険費(税)納付済課税にその加算がない場合には、これらに係る加算の写しの提出が必要	有	有	有
	申請人の国民健康保険費(税)納付済課税 [注]源泉徴収票及び源泉徴収番号・番号と申請人側でマスキング(黒塗り)すること。 [注]最近1年分が必要		△ (注2)		有	有	有
10	本人の印鑑の写し ※申請人の国民年金者特別徴収の証明書の写し [注1]申請日の属する月の月末までの2か月分が必要 [注2]源泉徴収番号と申請人側でマスキング(黒塗り)すること。 [注]源泉徴収番号と申請人側でマスキング(黒塗り)すること。		△ (注2)	※申請時点で申請人が国民年金の特別徴収者である場合に提出が必要	有	有	有
✓	※申請人の国民健康保険特別徴収(納付金)・国民健康保険特別徴収(加算額)を記入。 [注]源泉徴収番号と申請人側でマスキング(黒塗り)すること。		△ (注2)		有	有	有
11	国民健康保険に加入すべきであった公民税に係る徴収(税)納付申請時、課税の1年度徴収額より26万円の超過により、納税総額の履行を要しない場合に提出が必要		△ (注2)	※申請期間に提出すべきであった納税総額を納税総額超過の適用に係る加算の写しなど	有	有	有
12	おのれ国民健康保険に加入する旨の届出 [注]8～10まででなければ国民健康保険に加入しないこと	申請書様式 第1-26号	△ (注2)		有	有	有
13	1号特別定住性外国人支援給付金	申請書様式 第1-17号	○ (注2)	※申請人が十分に理解できる書面での記載が必要	有	有	有
14	徴収使機構等との委任委託契約に関する説明書 [注]説明書の内容の全部を登録定住性外国人に委託する者に提出が必要	申請書様式 第1-25号	△ (注2)		有	有	有
15	二国間協定において定められた遵守すべき手続に係る書類 [注]特定の国籍のみ提出が必要		△ (注2)	※対象の国は、カンボジア、タイ、ミャンマー(令和4年3月現在) ※申請人提出に係る納税管理手続を参照	有	有	有

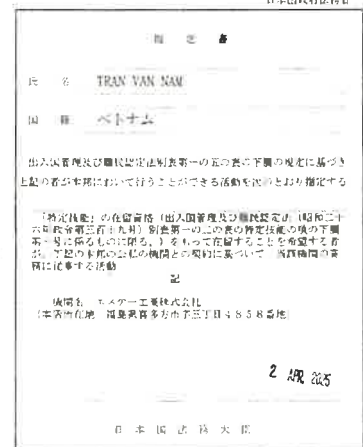
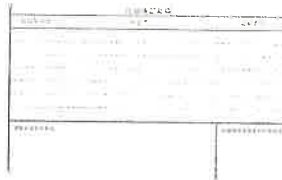
＜原正・鹿野潤・熊2月の？＞

- 初めて特定技能外国人を受け入れる場合に異出が必要となる費用です。
既に特定技能外国人を受け入れている施設については、以下の費用は提出不要です。
(審査の場に医師の診断書を添付する必要がある場合は、提出をお願いします。)

期号	必備書類	形式備考	提出の 留意	補遺事項	提出地証明		官庁等	
					いずれか 選択	両方に満足した 申請書及び申請番号		
1	寄託所長推薦状(要旨) [注]記載内容に於いて、「寄付入れた中長期滞在者リスト」(参考様式第1-1-1～2号)」、「生活困難世帯者」による長期滞在者リスト(参考様式第1-1-1～2号)を、「実居所在地の府県庁舎(参考様式第1-2-0号)」及び「支援給付金申請機関(参考様式第1-2-2号)」の両方から必要と場合がある。	参考様式 第1-1-1号	○		有	無	有	無
2	登記事項証明書		○		有	無	有	無
3	居住状況に関する住民の意見が得られし [注]マイナンバーの記載がなく、本番時の記載があるものに際する。		○		有	無	有	無
4	特定避難申請者の届出に関する誓約書 [注]特定避難申請人の受け入れに関する誓約書に同意しない場合は、その旨を記入する欄あり。	参考様式 第1-21号	○		有	無	有	無
5	労働保険料納付証明書(本人または証明)		○	労働保険料の適用場所がない場合には、労災保険に代替る健康保険の加入を主張する書類の提出が必要 ×口卒後就職通知しがいずれも失った場合には、都道府県労働局発行の「労働保険料徴収口座登録結果のお知らせ」でも可	有	無	有	無
6	社会保険料納入状況調査又は健康保険・厚生年金保険関係の証書の写し [注]申請の日を過ぎる月の前々月までの2ヵ月分が必要		○	×納付や免除の請求を受けている場合に、社会保険料納入状況調査に至ることとなる記載がないときは、納付に該当する通知書又は免除の通知書等の写しの提出が必要	有	無	有	無
7	税金滞り分の納税証明書(その3) [注1]範囲は「④課税所得額超過(消費増税経過措置)」「法人税法」「消費増税及地方消費税」 [注2]④について、「市所管税務」ではなく「源泉所得税」		○	×納税に限り又は納税票の添付を求めている場合は、当該費用がある旨の記載がある納税証明書及び支払を受ける科目についての納税証明書(その1)の提出が必要	有	無	有	無
8	住宅在居後の市町が発行の納税証明書 [注]道に1年度分が必要		(注)	×納税額和償還(償還の手配)、納税の返す又は納付済みの適用を求めている場合に、当該適用を受けることが納税証明書に記載されているときは、当該適用に係る通知書の写しの提出が必要	有	無	有	無

＜規定・変更期・第3巻の3＞

番号	必要書類	提出番号	提出の 箇所	提出事項	提出締切期 いすれか 選択	審査に提出した 申請書類が申請番号	審査期
1	次の2のうち2までのいずれかの ① 申請決定通知書の交付記録の写し ② 申請人が技能実習2 年研修終了後(2年1 月以上)の場合 ③ 研修期間の写し ④ 研修期間の写し(研修期間) 又は研修期間の写し ⑤ 研修期間に就する技能実習 (注)上記のいずれか2つを添付する 添付書類(研修申請書を添付)	②のみ 参考形式 第1-7号	△ (注1)	※希望する職種区分に試験科目となる職 種・作業の技能実習計画。〔特定分野に 係る特定技能外国人受入れに関する通知 書(職・工業系技能実習分野の職種につ いて)の調査を参照 ※技能実習生に関する特定調査の発行が 受けられない場合には申請決定通知書に 記載の事項等に照準していただく。 ※労働局の所属機関が年度末に技能実習生 として受け入れたことがある場合であっ て、所属機関が技能実習生の「改善命 令」や「退団票」の「改善指導」を過去1年 以内に受けていないことに限り提出義務 可	○	有	有
2	① 申請決定通知書の写し ② 希望する職種区分に就する技能実習 (注)上記のいずれか2つを添付する 添付書類(研修申請書を添付)	②のみ 参考形式 第1-7号	△ (注1)	※希望する職種区分に試験科目となる職 種・作業の技能実習計画。〔特定分野に 係る特定技能外国人受入れに関する通知 書(職・工業系技能実習分野の職種につ いて)の調査を参照 ※技能実習生に関する特定調査の発行が 受けられない場合には申請決定通知書に 記載の事項等に照準していただく。 ※労働局の所属機関が年度末に技能実習生 として受け入れたことがある場合であっ て、所属機関が技能実習生の「改善命 令」や「退団票」の「改善指導」を過去1年 以内に受けていないことに限り提出義務 可	○	有	有
3	① 申請決定通知書の写し ② 希望する職種区分に就する技能実習 (注)上記のいずれか2つを添付する 添付書類(研修申請書を添付)	②のみ 参考形式 第1-7号	△ (注1)	※希望する職種区分に試験科目となる職 種・作業の技能実習計画。〔特定分野に 係る特定技能外国人受入れに関する通知 書(職・工業系技能実習分野の職種につ いて)の調査を参照 ※技能実習生に関する特定調査の発行が 受けられない場合には申請決定通知書に 記載の事項等に照準していただく。 ※労働局の所属機関が年度末に技能実習生 として受け入れたことがある場合であっ て、所属機関が技能実習生の「改善命 令」や「退団票」の「改善指導」を過去1年 以内に受けていないことに限り提出義務 可	○	有	有



参考様式第1-4号

特定技能外国人の報酬に関する説明書

申請人に対する報酬については、以下のとおり、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」を担保しています。

1 申請人に対する報酬

①申請人の氏名	TRAN VAN NAM
②申請人の役職、職務内容、責任の程度	常務業務に従事する社員（役職なし）。接客現場において、責任者の監督・指示の下、一定の技術が必要な作業（部材準備、加工、溶接、仕上げ、製品品質の判別等）に従事。
③申請人の年齢、性別及び経験年数	（ 26 歳 ） （ 男 ） ・ （ 女 ） （経験 3 年）
④申請人に対する報酬	月給 168,500 円 / 時間給 円
⑤その他	

- (注意)
- ①は、在留カード（申請人が所持していない場合は旅券）と同一の氏名を記載すること。
 - ②は、経験年数は、申請人に従事させる業務に係る経験年数を記載すること。
 - ③は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載することであり、本様式において統一して記載すること。
 - ⑤は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

2 比較対象となる日本人労働者がいる場合

①比較対象となる日本人労働者の役職、職務内容、責任の程度	常務業務に従事する社員（役職なし）。接客現場において、責任者の監督・指示の下、一定の技術が必要な作業（部材準備、加工、溶接、仕上げ、製品品質の判別等）に従事。
②比較対象となる日本人労働者の年齢、性別及び経験年数	（ 47 歳 ） （ 男 ） ・ （ 女 ） （経験 27 年）
③比較対象となる日本人労働者の報酬	月給 178,500 円 / 時間給 円
④賃金規程の有無及び賃金規程に基づき賃金	有 無 有の場合 賃金規程に基づき、申請人と役職、職務内容、責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬 月給 円 / 時間給 円
⑤申請人に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であるとする理由	年齢・業界経験・技術といずれも比較対象日本人労働者が上であるが、申請人同様の経験等を積み重ねることにより同水準の報酬を得ることが可能であるため、同等以上と考える。
⑥その他	

- (注意)
- ①は、比較対象となる日本人労働者の役職、職務内容、責任の程度が、申請人と同等であることを示すこと。
 - ②は、経験年数は、比較対象となる日本人労働者の経験年数を記載すること。
 - ③は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、本様式において統一して記載すること。
 - ⑤は、賃金規程を作成している場合には、必ず「有」を丸印で囲むこと。また、賃金規程に基づき、申請人と

役職、職務内容、責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬を具体的に記載し、当該賃金規程を参考資料として添付すること。

5 ⑤は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

3 比較対象となる日本人労働者がいない場合

①最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度	
②最も近い職務を担う日本人労働者の年齢、性別及び経験年数	（ 歳 ） （ 男 ・ 女 ） （経験 年）
③最も近い職務を担う日本人労働者の報酬	月給 円 / 時間給 円
④賃金規程の有無及び賃金規程に基づき賃金	規程の有無 有 無 有の場合 賃金規程に基づき、申請人と役職、職務内容、責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬 月給 円 / 時間給 円
⑤申請人に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であるとする理由	
⑥その他	

- (注意)
- ①は、申請人と最も近い職務を担う日本人労働者の役職、職務内容、責任の程度について、申請人と比べて、具体的にどのような差があるのかも併せて、詳細に記載すること。
 - ②は、経験年数は、申請人と最も近い職務を担う日本人労働者の経験年数を記載すること。
 - ③は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、本様式において統一して記載すること。
 - ④は、賃金規程を作成している場合には、必ず「有」を丸印で囲むこと。また、賃金規程に基づき、申請人と役職、職務内容、責任の程度が最も近い日本人労働者に支払われるべき報酬を具体的に記載し、当該賃金規程を参考資料として添付すること。
 - ⑤は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

2025年 6月 4日 作成

特定技能所属機関の氏名又は名称 エステー工業株式会社

作成責任者 役職・氏名 代表取締役 鶴巻 高幸

Có quy định mức tối thiểu của giá hợp lý hay không (Không / Có (Ghi vào địa điểm bằng thời hạn hợp đồng tối đa năm))
 (労働契約法に定める同一の企業との間で通常の契約期間が5年を超える有期雇用契約の締結の場合)

本契約期間中に会社に対して期間の定めのない雇用契約(無期雇用契約)の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日(年月日)から、無期雇用契約での雇用に転換することができます。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無(無・有(別紙2のとおり))

(Trường hợp ký kết hợp đồng lao động có thời hạn có tổng thời hạn hợp đồng vượt quá 5 năm với cùng một công ty quy định tại Luật hợp đồng lao động)

Nếu đề nghị công ty ký kết hợp đồng lao động không xác định thời hạn (hợp đồng lao động không thời hạn) trong thời hạn hợp đồng này, có thể chuyển đổi sang hình thức tuyển dụng với hợp đồng lao động không thời hạn từ ngày hôm sau của ngày cuối cùng của thời hạn hợp đồng này (ngày tháng năm) Có hay không có thay đổi điều kiện làm việc của hợp đồng này trong trường hợp này (Không có / Có (phụ thuộc vào bản đính kèm 2))

II. 就業の場所 所 在 地

■ 直接雇用 (以下に記入)
☐ 派遣雇用 (別紙「派遣条件提示書」に記入)

■ 採用方法 (採用に際しての採用方法)
☐ 採用方法 (採用に際しての採用方法 80 日以内)

(雇入れ直接) (雇入れ直接)

(Ngày sau khi tuyển dụng) (Ngày sau khi tuyển dụng)

事業所名 エスケーエージェンシー (工場) (Phạm vi thay đổi) ■ Không có khả năng thay đổi (Trường hợp có thay đổi thì điền vào phần dưới)

总公司名 ESUKE AGENT Co., Ltd. (factory) (Phạm vi thay đổi) ■ Không có khả năng thay đổi (Trường hợp có thay đổi thì điền vào phần dưới)

所在地 埼玉県東武市常盤町工業団地 事業所名

1 2 6 5 番地 1

所在地

Dia chi 1265-1 Tokutsu Takadate-Tsuyoka-samachi (Dia chi)

Kojima-shi, Fukushima-ken

連絡先 0241-22-2157 連絡先

Dia chi liên lạc 0241-22-2157 (Dia chi liên lạc)

III. 従事すべき業務の内容

内容 (雇入れ直接) (変更の範囲) ■ 変更の可能性なし (変更ある場合は以下に記入)

(Ngày sau khi tuyển dụng) (Ngày sau khi tuyển dụng)

1. 分野 (工業製品製造・販売分野) (Phạm vi thay đổi) ■ Không có khả năng thay đổi (Trường hợp có thay đổi thì điền vào phần dưới)

Linear (Linear sản xuất sản phẩm) 1. 分野 ()

công nghiệp () Linear ()

2. 業務区分 (機械金属加工) 2. 業務区分 ()

Phân loại công việc (Chế biến kim loại má) Phân loại công việc ()

y méc)

IV. 労働時間等

Các nội dung như thời gian làm việc

1. 始業・終業の時刻等

Thời gian bắt đầu và kết thúc công việc

(1) 始業 (8時 00分) 終業 (17時 00分) (1日所定労働時間数 7時間 30分)

Bắt đầu (08 Giờ 00 Phút) Kết thúc (17 Giờ 00 Phút) (Số giờ làm việc quy định cho 1 ngày 07 Giờ 30 Phút)

(2) 【次の制度が労働者に適用される場合】
 [Tư tưởng hợp chế đó sau này được áp dụng cho người lao động]

- 実労働時間制：(1 年) 単位の定形労働時間制
- Chế độ thời gian làm việc thực địa: Chế độ thời gian làm việc thực địa theo đơn vị (1 năm)

※ 1 年単位の定形労働時間制を採用している場合には、△が十分に理解できる言葉を精製した年間カレンダーの写し及び労働基準監督署へ送付された定形労働時間制に関する協議書の写しを添付する。

* Trường hợp dùng số đúng chế độ thời gian làm việc thực địa theo đơn vị 1 năm thì có kèm theo bản sao lịch trong năm có ghi các ngày nghỉ mà bên B có thể hiểu được đầy đủ về nội dung bản lập lịch để bạn đến chế độ thời gian làm việc thực địa để đáp cho cơ quan giám sát khu chuẩn lao động.

○ 交代制として、次の勤務時間の組合せによる。

○ Kết hợp thời gian lao động sau đây như chế độ xoay kè

始業 (時 分)	終業 (時 分)	(通所日 , 1 日の所定労働時間 時間 分)
始業 (時 分)	終業 (時 分)	(通所口 , 1 日の所定労働時間 時間 分)
始業 (時 分)	終業 (時 分)	(通所日 , 1 日の所定労働時間 時間 分)

Bắt đầu (giờ phút) Kết thúc (giờ phút) (Ngày áp dụng , số giờ làm việc quy định cho 1 ngày giờ phút)
 Bắt đầu (giờ phút) Kết thúc (giờ phút) (Ngày áp dụng , số giờ làm việc quy định cho 1 ngày giờ phút)
 Bắt đầu (giờ phút) Kết thúc (giờ phút) (Ngày áp dụng , số giờ làm việc quy định cho 1 ngày giờ phút)

2. 休憩時間 (90 分)
 Thời gian nghỉ ngơi (90 phút)

3. 所定労働時間数 ①週 (38 時間 51 分) ②月 (168 時間 30 分) ③年 (2025 時間 00 分)
 Số giờ làm việc quy định ①Tuần (38 tiếng 51 phút) ②Tháng (168 tiếng 30 phút) ③Năm (2025 tiếng 00 phút)

4. 所定労働日数 ①週 (5 日) ②月 (20~24 日) ③年 (270 日)
 Số ngày làm việc quy định ①Tuần (5 ngày) ②Tháng (20-24 ngày) ③Năm (270 ngày)

5. 所定時間外労働の有無 ■ 有 □ 無
 Có hay không làm việc ngoài giờ quy định ■ Có □ Không

◎附則は、就業規則 第 3 条～第 4 条、第 5 条～第 8 条、第 9 条～第 11 条

◎Chú thích trong Nội quy lao động 4 Điều đến 5 điều , điều đến điều , điều đến điều

V. 休日

Ngày nghỉ

1. 定例日：毎週 曜日、日本の国民の祝日、その他 () (年間合算休日数 95 日)
 Ngày cố định: Thứ hằng tuần, ngày lễ quốc gia của Nhật, các ngày khác () (đúng số ngày nghỉ trung bình 95 ngày)

2. 非定例日：週 日あたり 6 ~ 11 日、その他 (会社カレンダー)
 Ngày không cố định: 6~11 ngày trong tuần/ngày các không theo gian lịch (Lịch làm việc)

◎附則は、就業規則 第 4 条～第 5 条、第 6 条～第 8 条

◎Chú thích trong Nội quy lao động 4 Điều đến 5 điều , điều đến điều , điều đến điều

VI. 休暇

Ngày phép

1. 年次有給休暇 6 か月未満就労した場合は、10 日
 Nếu trước hết 6 tháng mới làm việc thì tính 10 ngày

か月経過後 日

Nghỉ phép có lương trong năm lịch tính theo chu kỳ 6 tháng (cđC) ■ 勤続賞金 → Qua tháng, ngày

2. その他の休暇 有給（特別休暇）無給（産前産後休暇、育児休暇・看護休暇等）

Các ngày nghỉ khác Có lương（Ngày nghỉ đặc biệt）Không lương（Ngày thai sản trước và sau sinh, nghỉ chăm sóc con, nghỉ điều dưỡng, v.v.）

3. 一時帰国休暇 乙が一時帰国を希望した場合は、上記1及び2の範囲内で必要な休暇を取得させることとする。

Nghỉ phép về nước tạm thời Nếu bên B có nguyện vọng về nước tạm thời, tài chủ lấy quyền pháp cần thiết trong phạm vi các khoản 1 và 2 ở trên.

○詳細は、就業規則 第 6 条～第 9 条、第 1 条～第 4 条

○Chi tiết xem trong Nội quy lao động 6 Điều đến 9 điều, điều đầu tiên, điều đến bốn

VI. 賃金

Tiền lương

1. 基本賃金 ■ 月給（15万、50万円） □ 日給（円） □ 時間給（円）

■詳細は別紙のとおり

Tiền lương cơ bản □ Lương tháng（164,500 VND） □ Lương ngày（VND） □ Lương giờ（VND）

* Chi tiết như trong văn bản đính kèm

2. 手当 ①時間外労働の割増賃金は除く

（ 手当、 手当、 手当）

■詳細は別紙のとおり

Tiền trợ cấp (Không bao gồm tiền tăng do người làm việc)

(Trợ cấp, trợ cấp, trợ cấp)

* Chi tiết như trong văn bản đính kèm

3. 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率

Tỷ suất lương ngoài giờ trả cho lao động vào ngày nghỉ hoặc ban đêm ngoài thời gian quy định

(1) 所定時間外 法定超月60時間以内（25%）%

法定超月60時間超過（50%）%

所定超 （25%）%

Ngoài giờ quy định Vượt thời gian làm định dưới 60 tiếng trong tháng（25 %）

Vượt thời gian làm định trên 60 tiếng trong tháng（50 %）

Vượt thời gian quy định（25 %）

(2) 休日 法定休日（35%）%, 法定外休日（25%）%

Ngày nghỉ Ngày nghỉ luật định（35 %）%, ngày nghỉ ngoài luật định（25 %）%

(3) 深夜（25%）%

Đêm（25 %）

4. 賃金締切日 ■ 毎月末日 □ 毎月日

Ngày kết lương ■ Ngày Cuối tháng hàng tháng, □Ngày hàng tháng

5. 賃金支払日 ■ 毎月10日 □ 毎月日

Ngày trả lương ■ Ngày 10 hàng tháng, □Ngày hàng tháng

6. 賃金支払方法 ■ 口座振込 □ 通貨払

Cách thanh toán lương ■ Chuyển khoản □ Trả tiền mặt tiền Yên

7. 労使協定に基づく賃金支払時の除外 □ 無 □ 有

※詳細は別紙のとおり

Khẩu trừ khi thanh toán lương dựa trên biểu định số dụng lao động ☐ Không ☒ Có

* Chỉ trừ như trong văn bản đã nêu

8. 昇給 ☐ 有 (時期, 金額等) ☒ 無

Tăng lương ☐ Có (thời điểm, số tiền,...) ☒ Không

9. 賞与 ☐ 有 (時期, 金額等) ☒ 無

Tiền thưởng ☐ Có (thời điểm, số tiền,...) ☒ Không

10. 退職金 ☐ 有 (時期, 金額等) ☒ 無

Tiền nghỉ việc ☐ Có (thời điểm, số tiền,...) ☒ Không

11. 休業手当 ☒ 有 (率 60%) ☐ 無

Trợ cấp khi nghỉ phép ☐ Có (tỷ suất 60%) ☐ Không

Ⅲ. 退職に関する事項

Các nội dung liên quan đến nghỉ việc

1. 自己都合退職の手続 (記載する 30 日前に社長・工場長等に届けること)

Thủ tục nghỉ việc do lý do cá nhân (Báo cáo cho giám đốc/xưởng trưởng 30 ngày trước khi nghỉ việc)

2. 解雇の事由及び手続

解雇は、やむを得ない事由がある場合に限り少なくとも30日前に予告を要する。又は30日以上平均賃金を支払って解雇する。特定技術外国人の買収に供すべき事由に基づいて解雇する場合には、所轄労働基準監督署長の認定を受けることにより予告も平均賃金の支払も行わず即時解雇されることもあり得る。

Lý do và thủ tục sa thải

Việc sa thải phải báo trước ít nhất 30 ngày, hoặc phải thanh toán tiền lương trung bình của trên 30 ngày rồi mới sa thải, chỉ trong trường hợp có lý do bất buộc phải sa thải. Trường hợp sa thải người lao động nước ngoài có kỹ năng đặc định do các nguyên nhân quy về lĩnh vực ngoại thương đặc biệt khi nhận được sự đồng thuận của giám đốc cơ quan giám sát tiêu chuẩn lao động có thẩm quyền, có thể sa thải mà không cần báo trước cũng như thanh toán tiền lương trung bình.

○詳細は、就業規則 第 13 条 ~ 第 15 条, 第 1条 ~ 第 1条

○Chỉ tiết kê trong Nội quy lao động 13 Điều đến 15 điều, điều đầu điều, điều đầu điều

Ⅳ. その他

Các nội dung khác

1. 社会保険の加入状況・労働保険の適用状況 (■ 厚生年金, ■ 健康保険, ■ 雇用保険, ■ 労災保険, □ 国民年金, □ 国民健康保険, □ その他 ())

Tình trạng tham gia bảo hiểm xã hội, tình trạng áp dụng bảo hiểm lao động (■ Tiền lương hưu người lao động, ■ Bảo hiểm y tế khác, ■ Bảo hiểm thất nghiệp, ■ Bảo hiểm tai nạn lao động, □ Tiền lương hưu quốc gia, □ Bảo hiểm sức khỏe quốc gia, □ Khác ())

2. 雇入れ時の健康診断 2025年 3月

Khám sức khỏe khi tuyển dụng 03 Tháng 2025 Năm

3. 初雇の定期健康診断 2025年 11月 (その後 1年ごとに実施)

Khám sức khỏe định kỳ lần đầu 11 Tháng 2025 Năm (Sau đó thực hiện mỗi 1 Năm)

雇用管理の改善等に關する事項に依る相親窓口

受領者名 担当者 代表取締役 藤倉 高平 (藤倉様, 0341-32-1171)

Dầu một tu vấn về các nội dung liên quan đến việc cấu trúc quản lý tuyến đường, v.v.

Tên phòng ban Chức danh và họ tên người phụ trách: President Takayuki TSURUMAKI (Điện chỉ hien fax +81-241-22-2157)

5. 本契約を履行した後に乙が帰国するに当たり、乙が帰国旅費を負担することができないときは、甲が当該旅費を負担するとともに、本契約が円滑になされるよう必要な措置を講じるとする。

Khi bên B về nước sau khi kết thúc hợp đồng này, nếu bên B không thể chi trả chi phí về nước, bên A ngoài việc chịu chi phí về nước đó, còn thực hiện các biện pháp cần thiết để việc về nước được thuận lợi

受取人 (署名)

Người nhận (Ký tên)

TRAN VAN NAM

以上のほかは、当社規程則による。就業規則を確認できる場所や方法 (本事務所内に設置。)

Ngài những điều khoản trên, các điều khoản khác dựa theo Nội quy lao động của công ty Nơi và phương pháp có thể xác định Nội quy lao động (Được lắp đặt tại văn phòng trực thuộc)

賃金の支払

Thanh toán tiền lương

1. 基本賃金

Tiền lương cơ bản

- 月給 (168,500円) □ 日給 (円) □ 時間給 (円)
※月給・日給の場合の1時間当たりの金額 (973円)
※日給・時給の場合の1か月当たりの金額 (円)
□ Lương tháng (168,500 JPY) □ Lương ngày (JPY) □ Lương giờ (JPY)
※Số tiền cho 1 tiếng trong trường hợp lương tháng/lương ngày (973 JPY)
※ Số tiền cho 1 tháng trong trường hợp lương ngày/lương giờ (JPY)

2. 諸手当の額及び計算方法等 (時間外労働の割増賃金は除く。)

Số tiền trợ cấp các loại và cách tính, v.v. (Không bao gồm lương tăng ca làm việc ngoài giờ.)

- (a) (手当 円/計算方法:)
(b) (手当 円/計算方法:)
(c) (手当 円/計算方法:)
(d) (手当 円/計算方法:)
(a) (Trợ cấp JPY/Cách tính:)
(b) (Trợ cấp JPY/Cách tính:)
(c) (Trợ cấp JPY/Cách tính:)
(d) (Trợ cấp JPY/Cách tính:)

【固定残業代がある場合】

- (e) (手当 円)
・支給要件: 時間外労働の有無にかかわらず、時間分の時間外手当として支給。
時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給。

[Trường hợp có tiền làm thêm giờ cố định]

- (e) (Trợ cấp: JPY)

・Điều kiện chi trả: Chỉ trả xem như là trợ cấp làm thêm ngoài giờ cho phần làm việc của tiếng,
bất kể có làm việc ngoài giờ hay không.

Chỉ trả thêm lương tăng ca đối với phần làm thêm ngoài giờ vượt quá tiếng)

3. 1か月当たりの支払概算額 (1+2) 約 168,500円 (合計)
Số tiền thanh toán ước tính cho 1 tháng (1+2) khoảng 168,500 JPY (tổng)

4. 賃金支払時に控除する項目

Các mục khấu trừ khi thanh toán tiền lương

- (a) 税金 (約 3,300円)
※所得税 2,800円、住民税 500円
※現在の扶養状況から算定しているため変動する場合があります。
(b) 社会保険料 (約 24,038円)
※厚生年金 15,555円、健康保険 8,483円
(c) 雇用保険料 (約 1,011円)
(d) 食費 (約 円)
(e) 居住費 (約 円)
(f) その他 (水道光熱費) (約 円)
() (約 円)
() (約 円)

控除する金額 約 28,349円 (合計)

(a) Tiền thuế (khoảng 3,300 JPY)

※ Thuế thu nhập: 2,800 yên, thuế cư trú: 500 yên

※ Được tính dựa trên tình trạng người phụ thuộc hiện tại, do đó có thể thay đổi.

(b) Tiền bảo hiểm xã hội (khoảng 24,038 JPY)

※ Lương hưu phúc lợi: 15,555 yên, bảo hiểm y tế: 8,483 yên

(c) Tiền bảo hiểm tuyển dụng (khoảng 1,011 JPY)

(d) Tiền ăn (khoảng JPY)

(e) Tiền nhà (khoảng JPY)

(f) Tiền khác (Tiền nước, điện, ga) (khoảng JPY)

() (khoảng JPY)

() (khoảng JPY)

Số tiền khấu trừ khoảng 28,349 JPY (tổng)

5. 手取り支給額 (3-4)

約 140,151円 (合計)

※欠勤等がない場合であって、時間外労働の割増賃金は除く。

Số tiền thực nhận (3-4)

khoảng 140,151 JPY (tổng)

*Đây là trường hợp không nghỉ việc, loại trừ tiền tăng ca ngoài giờ.

2025

1月	2月	3月
4月	5月	6月
7月	8月	9月
10月	11月	12月

月別労働時間

月	所定労働時間	休日	残業時間	残業代
1月	21	6	22	21,420
2月	18	6	19	18,540
3月	21	6	22	21,420
4月	21	6	22	21,420
5月	21	6	22	21,420
6月	21	6	22	21,420
7月	21	6	22	21,420
8月	21	6	22	21,420
9月	21	6	22	21,420
10月	21	6	22	21,420
11月	21	6	22	21,420
12月	21	6	22	21,420
合計	252	72	252	244,680

所定労働時間 7:30

実働休日数 95

実働時間 2,100

令和 6 年 12 月 24 日

香島方(支)労働基準監督署

1年単位の變形労働時間制に関する協定書

エステー工業株式会社とその従業員の過半数を代表する者は、1年単位の變形労働時間制に関し次のとおり協定する。

(対象労働者)

第1条 本協定に基づく1年単位の變形労働時間制は、次のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

- (1) 妊娠中または産後1年を経過しない女性従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者
(2) 育児・介護を行う者、職業訓練または教育を受ける者、その他特別の配慮を要する従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者
(3) 18歳未満の年少者

(対象期間及び特定期間)

第2条 本協定の対象期間は令和7年1月1日から令和7年12月31日までとし、特定期間は、定めのないものとする。

(休日)

第3条 対象期間における休日は、別添年休日カレンダーのとおりとする。

(所定労働日)

第4条 対象期間における所定労働日は、第3条に定める休日以外の日とする。

(勤務時間)

第5条 対象期間における1日の所定労働時間は7時間30分とし、始業・終業・休憩時間は次のとおりとする。

- (1) 始業 8時00分
(2) 終業 17時00分
(3) 休憩 10時00分から10時15分
12時00分から13時00分
15時00分から15時15分

(時間外労働)

第6条 第5条の所定労働時間を超えて労働させた場合は、時間外労働として2割5分増の時間外手当を支払うものとする。

- 2 第2条に定める対象期間の中途で雇用された者及び退職するものについては、その使用された期間を平均して、1週間当たり40時間を超えた場合について適用する。
ただし、前項で支払った時間は除くものとする。

(有効期間)

第7条 本協定書の有効期間は、令和7年12月31日までとする。

令和 6 年 12 月 18 日

エステー工業株式会社

代表取締役 鶴巻 高幸

エステー工業株式会社

従業員代表 山根 大樹

令和 6 年 12 月 24 日

香島方(支)労働基準監督署

1. 申請者の氏名	2. 申請者の性別	3. 申請者の生年月日	4. 申請者の国籍	5. 申請者の母国語	6. 申請者の日本語能力試験の得点	7. 申請者の日本語能力試験の受験年月日	8. 申請者の日本語能力試験の受験場所	9. 申請者の日本語能力試験の受験科目	10. 申請者の日本語能力試験の受験結果	11. 申請者の日本語能力試験の受験回数	12. 申請者の日本語能力試験の受験回数	13. 申請者の日本語能力試験の受験回数	14. 申請者の日本語能力試験の受験回数	15. 申請者の日本語能力試験の受験回数	16. 申請者の日本語能力試験の受験回数	17. 申請者の日本語能力試験の受験回数	18. 申請者の日本語能力試験の受験回数	19. 申請者の日本語能力試験の受験回数	20. 申請者の日本語能力試験の受験回数
-----------	-----------	-------------	-----------	------------	-------------------	----------------------	---------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

申請者の氏名

申請者の性別

申請者の生年月日

申請者の国籍

申請者の母国語

申請者の日本語能力試験の得点

申請者の日本語能力試験の受験年月日

申請者の日本語能力試験の受験場所

申請者の日本語能力試験の受験科目

申請者の日本語能力試験の受験結果

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

申請者の日本語能力試験の受験回数

雇用の経緯に係る説明書

特定技能外国人 TRAN VAN NAM との間で特定技能雇用契約を締結するに当たっての雇用の経緯は以下のとおりです。

1 職業紹介事業者 (国内)

1 あっせんの有無	☐ 有 ☒ 無												
2 許可・届出受理番号 (受理受付年月日)	(年 月 日)												
3 職業紹介事業者の区分	☐ 有料職業紹介事業者 ☐ 無料職業紹介事業者												
4 職業紹介事業者の氏名													
5 職業紹介事業者の住所 (電話番号)	(電話番号)												
6 職業紹介事業者へ支払った費用	<table border="1"> <tr> <td>求職者 (申請人)</td> <td>額</td> <td>(円)</td> </tr> <tr> <td>名目</td> <td></td> <td>として</td> </tr> <tr> <td>求人者 (特定技能所属機関)</td> <td>額</td> <td>(円)</td> </tr> <tr> <td>名目</td> <td></td> <td>として</td> </tr> </table>	求職者 (申請人)	額	(円)	名目		として	求人者 (特定技能所属機関)	額	(円)	名目		として
求職者 (申請人)	額	(円)											
名目		として											
求人者 (特定技能所属機関)	額	(円)											
名目		として											

(注)

- 1 欄で既にチェックを付した場合には、2 以下の欄の記載は不要とする。
- 2 から 5 欄までは、厚生労働省職業安定局ホームページの「人材サービス紹介サイト」を参照し、当該職業紹介事業者についての該当する情報を記入すること。また、併せて当該情報が掲載されている箇面の写しを添付すること。
- 3 6 欄は、求職者及び求人者が職業紹介事業者へ支払った額及び名目について記載すること。なお、求職者が日本円以外で費用を支払った場合は、当該通貨で支払った額及び日本円に換算した額を記載すること。
- 4 職業紹介事業者との間で交わした契約書があれば、その写しを添付すること。

2 取次機関 (国外) (1 で有にチェックを付した場合のみ記載)

1 取次ぎの有無	☐ 有 ☒ 無												
2 氏名又は名称													
3 所在国													
4 所在地	(電話番号)												
5 取次機関へ支払った費用	<table border="1"> <tr> <td>求職者 (申請人)</td> <td>額</td> <td>(円)</td> </tr> <tr> <td>名目</td> <td></td> <td>として</td> </tr> <tr> <td>求人者 (特定技能所属機関)</td> <td>額</td> <td>(円)</td> </tr> <tr> <td>名目</td> <td></td> <td>として</td> </tr> </table>	求職者 (申請人)	額	(円)	名目		として	求人者 (特定技能所属機関)	額	(円)	名目		として
求職者 (申請人)	額	(円)											
名目		として											
求人者 (特定技能所属機関)	額	(円)											
名目		として											

(注)

- 1 取次機関とは、職業紹介事業者が求人者に求職者のあっせんを行うに際し、当該職業紹介事業者に対し求職者等に係る情報の取次ぎを行う者。
- 2 1 欄で既にチェックを付した場合には、2 以下の欄の記載は不要とする。
- 3 6 欄は、求職者及び求人者が取次機関へ支払った額及び名目について記載すること。なお、求職者及び求人者が日本円以外で費用を支払った場合は、当該通貨で支払った額及び日本円に換算した額を記載すること。
- 4 取次機関との間で交わした契約書があれば、その写しを添付すること。

3 事前ガイダンスの実施

第1号特定技能外国人支援計画に定めるとおり実施していることの有無 ☒ 有 ☐ 無

以上の1から3までの内容について相違ありません。なお、求職者 (申請人) が在留資格「特定技能」の活動を行うことに関連して保証金、連約金の支払等の不適切な費用徴収がされていないことを本人から聞き取るなどして確認しています。

作成年月日: 2025年6月4日

特定技能所属機関の氏名又は名称 エスデーエ株式会社

作成責任者の氏名及び役職 代表取締役 兼 高孝

4 求職者 (申請人) が自国等の機関に支払った費用

支払先機関の名称	名目	支払年月日	支払金額
1		年 月 日	(円)
2		年 月 日	(円)
3		年 月 日	(円)
4		年 月 日	(円)
5		年 月 日	(円)
			計 (円)

(注)

- 1 自国等の機関は、特設対象を限定するものではなく、特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は活動の準備に限りした全ての機関をいう。
- 2 支払金額については、現地通貨又は米ドルで記載し、両替率を日本円に換算した金額を記載すること。
- 3 名目については、申請人に示した名目通りに記載すること。

特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は在留資格「特定技能」に係る活動の準備に際して、自国等の機関に対し、上記の費用の額及び内訳について十分に理解した上で支払いました。また、上記の費用以外の費用については、徴収されていません。

申請人の署名 TRAN VAN NAM

健康診断個人票

Phiếu khám sức khỏe cá nhân

氏名	TRAN VAN NAM (チャン グァン ナム)	生年月日	1999年3月4日 Ngày tháng năm sinh năm	検診年月日	2025年6月9日 Ngày tháng năm khám năm
性別	男・女 Giới tính	年齢	26歳 Tuổi		
業務歴	約1年 Lý lịch công tác	血圧	118/75 (mmHg) Huyết áp		
		貧血検査	17.0 Kiểm tra thiếu máu	血色素量 (g/dl)	17.0
		赤血球数 (万/mm ³)	H 581 Số lượng hồng cầu (vào/mm ³)		
既往歴	特になし Bệnh sử	肝機能検査	G O T (IU/l)	32	
		腎臓機能検査	G P T (IU/l)	H 51	
		γ-GTP (IU/l)	17		
自覚症状	なし Triệu chứng chủ quan	血中脂質検査	LDL コレステロール (mg/dl)	109	
		LDL cholesterol	L 28		
		HDL コレステロール (mg/dl)	H 312		
		トリグリセリド (mg/dl)			
		Triglyceride			
他覚症状	なし Triệu chứng khách quan	血糖検査	(mg/dl)	86	
		尿検査	糖	(-)	
		Xét nghiệm nước tiểu	蛋白質	(-)	
身長 (cm)	164.6 Chiều cao				

(注) 1 B M I は、次の算式により算出すること。

$$B M I = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}$$

2 「医力」の欄は、補正していない場合は（ ）外に、補正している場合は（ ）内に入記すること。

3 「薬調整」の欄は、補正している場合は「薬調整」を記入し、活字印刷を告発すること。

4 「医師の診断」の欄は、真実とし、「医師の診断」を記入すること。

5 現在治療中の薬剤および、真実とし、「医師の診断」の欄に、医師、看護士等が処方した薬を記載すること。また、その場合は、処方されている全ての薬剤について備考欄に記載すること。

前記の各、本欄において安定、継続的に薬物治療を行うことについて、上記に示す感染症に感染しておらず、また、薬物の支援はありません。

(Chú yǐ)

1 BMI được tính bằng công thức sau.

$$B M I = \frac{\text{Cân nặng (kg)}}{\text{Chiều cao (m)}^2}$$

2 Trong cột "Yực lực", nếu chưa điều chỉnh ngoài người ngoài (), nếu đã điều chỉnh thì ghi vào trong người ngoài ().

3 Trong cột "Điều chỉnh thuốc", nếu đã điều chỉnh thì ghi vào trong cột "Điều chỉnh thuốc", nếu chưa điều chỉnh thì ghi vào trong cột "Điều chỉnh thuốc".

4 Trong cột "Chẩn đoán của bác sĩ", ghi đúng sự thật, ghi vào trong cột "Chẩn đoán của bác sĩ".

5 Hiện đang điều trị các thuốc và, đúng sự thật, ghi vào trong cột "Chẩn đoán của bác sĩ", ghi đúng các thuốc mà bác sĩ, y tá, điều dưỡng, nhân viên y tế đã kê đơn. Ngoài ra, nếu có, ghi vào trong cột "Chẩn đoán của bác sĩ" tất cả các thuốc đang được kê đơn.

TRAN VAN NAM

福島県喜多方市長 遠藤 忠一

一 忠 遠 藤

1 号 特 定 技 能 外 国 人 支 援 計 画 書
Bản Kế Hoạch Hỗ Trợ Người Nước Ngoài Có Kỹ Năng Đặc Định Số 1

作成日： 2 0 2 5 年 5 月 3 0 日
Ngày soạn: Ngày 30 tháng 05 năm 2025

1 氏 名 Họ và tên	TRAN VAN NAM (ほか 0 名) (0 người khác)	2 性 別 Giới tính	男・女 Nam/Nữ
3 生 年 月 日 Ngày/tháng/năm sinh	1 9 9 9 年 3 月 4 日 Ngày 04 tháng 03 năm 1999	4 国籍・地域 Quốc tịch/Khu vực	ベトナム VIETNAM
1 氏名又は名称 (Fungana) Họ tên hoặc tên gọi	エスデーこうぎょう かぶしがいいしや ESUTE-KOOGYO Co., Ltd.		
2 住 所 Địa chỉ	〒966-0817 福島県喜多方市三丁目4 8 5 9 番地 4859 3-chome, Kiakata-shi, Fukushima-ken	(電話) 0241-22-2157 (Điện thoại) +81-241-22-2157	

3 支援業務を行う事務所の所在地 (2と異なる場合に記入) Địa điểm văn phòng cung cấp nghiệp vụ hỗ trợ (Điền vào nếu khác với mục 2)	支援責任者 Người chịu trách nhiệm hỗ trợ (姓・氏名) Họ và tên	役 職 Chức vụ	(電話) (Điện thoại)
4 支援業務を行う体制の概要 Kiểu quát về tổ chức thực hiện công tác hỗ trợ	支援を行っている Số người nước ngoài có kỹ năng đặc định số 1 đang hỗ trợ 1 号特定技能外国人 1 名 Số người phụ trách hỗ trợ 1 名	有 無 Có Không	支援業務を受けることのある Người nhận dịch vụ hỗ trợ (支援業務を受けることのある者の氏名、住所、電話番号など、当該対象者に対する関係事項を記入し、必要に応じて、支那人を支援する。) Tình trạng lập của việc hỗ trợ có được đảm bảo hay không (Người chịu trách nhiệm hỗ trợ và người dân nhận việc hỗ trợ không phải là người không có quyền cư trú cho đến trong khu vực, không được phân bổ vào các khu vực phân bổ khác, và đã được phân bổ vào khu vực và khu vực phân bổ khác theo yêu cầu của pháp luật và pháp luật của nước nhận việc hỗ trợ.) Tình trạng lập của việc hỗ trợ có được đảm bảo hay không (Người chịu trách nhiệm hỗ trợ và người dân nhận việc hỗ trợ không phải là người không có quyền cư trú cho đến trong khu vực, không được phân bổ vào các khu vực phân bổ khác, và đã được phân bổ vào khu vực và khu vực phân bổ khác theo yêu cầu của pháp luật và pháp luật của nước nhận việc hỗ trợ.)

1 登録番号 Mã số đăng ký	2 登録年月日 Ngày đăng năm đăng ký	3 支援業務を開始する予定年月日 Ngày tháng năm dự kiến bắt đầu công tác hỗ trợ	2 0 2 5 年 6 月 2 日 Ngày 02 tháng 06 năm 2025
-------------------------	----------------------------------	--	--

〒 963-8071 福島県郡山市富久山町久保田字台町 2 5 5 番地 レジデンスミナミ 1 0 1 号
Kode pos: 963-8071 #101, residence-minami, Furumachi255, Fukushima-ken
(電話) 024-983-9745
(Điện thoại) +81-24-983-9745

6 代表者の氏名
(Fungana)
Họ tên người đại diện

7 支援を行う事務所の所在地 Địa chỉ văn phòng thực hiện hỗ trợ	おがた あつし Aoshati OGATA	役 職 Chức vụ	行政書士 Certified administrative procedures legal specialist
8 支援業務を行う体制の概要 Kiểu quát về tổ chức thực hiện công tác hỗ trợ	1 号特定技能外国人 1 名 Số người nước ngoài có kỹ năng đặc định số 1 đang hỗ trợ	支援業務を受けることのある Người nhận dịch vụ hỗ trợ	支援業務を受けることのある者の氏名、住所、電話番号など、当該対象者に対する関係事項を記入し、必要に応じて、支那人を支援する。) Tình trạng lập của việc hỗ trợ có được đảm bảo hay không (Người chịu trách nhiệm hỗ trợ và người dân nhận việc hỗ trợ không phải là người không có quyền cư trú cho đến trong khu vực, không được phân bổ vào các khu vực phân bổ khác, và đã được phân bổ vào khu vực và khu vực phân bổ khác theo yêu cầu của pháp luật và pháp luật của nước nhận việc hỗ trợ.)

支援担当者 Số người phụ trách hỗ trợ	1 名 1 người	支援業務を受けることのある Người nhận dịch vụ hỗ trợ	支援業務を受けることのある者の氏名、住所、電話番号など、当該対象者に対する関係事項を記入し、必要に応じて、支那人を支援する。) Tình trạng lập của việc hỗ trợ có được đảm bảo hay không (Người chịu trách nhiệm hỗ trợ và người dân nhận việc hỗ trợ không phải là người không có quyền cư trú cho đến trong khu vực, không được phân bổ vào các khu vực phân bổ khác, và đã được phân bổ vào khu vực và khu vực phân bổ khác theo yêu cầu của pháp luật và pháp luật của nước nhận việc hỗ trợ.)
------------------------------------	----------------	--	--

支援業務を受けることのある Người nhận dịch vụ hỗ trợ	支援業務を受けることのある者の氏名、住所、電話番号など、当該対象者に対する関係事項を記入し、必要に応じて、支那人を支援する。) Tình trạng lập của việc hỗ trợ có được đảm bảo hay không (Người chịu trách nhiệm hỗ trợ và người dân nhận việc hỗ trợ không phải là người không có quyền cư trú cho đến trong khu vực, không được phân bổ vào các khu vực phân bổ khác, và đã được phân bổ vào khu vực và khu vực phân bổ khác theo yêu cầu của pháp luật và pháp luật của nước nhận việc hỗ trợ.)	支援業務を受けることのある Người nhận dịch vụ hỗ trợ	支援業務を受けることのある者の氏名、住所、電話番号など、当該対象者に対する関係事項を記入し、必要に応じて、支那人を支援する。) Tình trạng lập của việc hỗ trợ có được đảm bảo hay không (Người chịu trách nhiệm hỗ trợ và người dân nhận việc hỗ trợ không phải là người không có quyền cư trú cho đến trong khu vực, không được phân bổ vào các khu vực phân bổ khác, và đã được phân bổ vào khu vực và khu vực phân bổ khác theo yêu cầu của pháp luật và pháp luật của nước nhận việc hỗ trợ.)
--	--	--	--

氏名 (役名) Họ và tên (Chức vụ)	氏名 (住所) (委託を受けた場合のみ) Địa chỉ	氏名 (役名) Họ và tên (Chức vụ)	氏名 (住所) (委託を受けた場合のみ) Địa chỉ
有 () 無 () 不明 ()	有 () 無 () 不明 ()	有 () 無 () 不明 ()	有 () 無 () 不明 ()
有 () 無 () 不明 ()	有 () 無 () 不明 ()	有 () 無 () 不明 ()	有 () 無 () 不明 ()
有 () 無 () 不明 ()	有 () 無 () 不明 ()	有 () 無 () 不明 ()	有 () 無 () 不明 ()
有 () 無 () 不明 ()	有 () 無 () 不明 ()	有 () 無 () 不明 ()	有 () 無 () 不明 ()
有 () 無 () 不明 ()	有 () 無 () 不明 ()	有 () 無 () 不明 ()	有 () 無 () 不明 ()

[illegible][illegible][illegible]

[illegible][illegible]

[illegible][illegible][illegible]

水書面について、ベトナム語による翻訳文の交付を受け、その内容について説明を受け十分に理解しました。
Về văn bản này, tôi đã được nhận bản dịch bằng tiếng VIET-NSM, tôi đã được giải thích về nội dung và đã hiểu đầy đủ.

署名 氏名 日 月 年 日
Ngày ký tên 4 tháng năm 2025

1 号特定技能外国人の署名
Chữ ký của người nước ngoài có kỹ năng đặc định số 1

特定技能所属機関の氏名又は名称 エステー・エス株式会社
Họ tên hoặc tên gọi cơ quan liên kết kỹ năng đặc định ESUTE-KOGYO Co., Ltd.
作成責任者の氏名
Họ tên người phụ trách soạn thảo

代表取締役 横井 尚幸 President Takayoshi TSURUNAKI

登録支援機関との支援委託契約に関する説明書

登録支援機関との1号特定技能外国人支援計画の全部の委託契約の概要は下記のとおりです。

記

1	申請人(支援対象者)	TRAN VAN NAM
2	契約の相手方(登録支援機関)	尾形 淳 (おがた行政書士事務所) (22番-007808)
3	契約年月日	2025年2月1日
4	委託する支援業務(1号特定技能外国人支援計画の全部であること)	該当、非該当
5	委託料(1名当たりの月額)	22,000円
6	契約期間	2025年2月1日から2028年4月1日まで

(注意)

- 1 項目1に関し、複数の申請人(同時申請に限る。)について、全ての項目の内容が同一の場合には「別紙のとおり」として別紙を添付して差し支えない。
- 2 項目2に関し、登録支援機関登録に登録された氏名又は名称を記載すること。

2025年6月4日

特定技能所属機関の氏名又は名称 エステー工業株式会社

作成責任者 役職・氏名 代表取締役 鶴巻 高幸

特定技能外国人表

登録支援機関に関する情報

(名称): 尾形 淳 (おがた行政書士事務所)
(認可番号): 22 番 007808
(代表者の氏名): 尾形 淳
(所在地): 福島県郡山市富久山町久保田字吉町255番地 レジデンスミナミ101号
(電話番号): 024-983-9745 (ファックス番号): 024-983-9743

日本の受入機関に関する情報

(名称): エステー工業株式会社
(認可番号): 7380001018591
(代表者の氏名): 代表取締役 鶴巻 高幸
(所在地): 福島県喜多方市字三丁目4858番地
(電話番号): 0241-22-2157 (ファックス番号): 0241-22-5436

5 労働期間: 2025年4月12日から 2028年4月11日まで

特定技能外国人に関する情報

☒ 1号特定技能外国人 ☐ 2号特定技能外国人

項番	氏名	生年月日	性別	旅券番号	従前の在留資格	職業
1	TRAN VAN NAM	1999.03.04	男	(9095702)	技能実習2号口	工業製品製造 系分野

(注)「特定技能」へ在留資格を変更する以前の在留資格に関する情報を明記とすること。
この権限は、署名日から1年間有効

東京 年 月 日
駐日ベトナム社会主義共和国労働管理部長

(署名及び印)

Labour Section
Tran Huy Duet

分野参考様式第3-1号

工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称 エステー工業株式会社
住 所 福島県喜多方市字三丁目4858番地

特定技能外国人

氏 名 TRAN VAN NAM
性 別 男
国 籍・地 域 ベトナム
生 年 月 日 1999年3月4日

記

工業製品製造業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1 特定技能外国人(出入国管理法及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格を有する外国人をいう。以下同じ。)に従事させる業務が、機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理、紙・段ボール製造、コンクリート製品製造、RFD製造、陶磁器製品製造、印刷・製本、紡織製品製造、縫製のいずれかの業務であること。
- 2 特定技能外国人が、特定技能雇用契約に基づいて出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号、以下「法」という。)別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所において、当該事業所が令和5年4月1日現在で50号(統計法第8条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件)に定める日本標準産業分類(以下単に「日本標準産業分類」という。)に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
- 1 中分類11—繊維工業
 - 2 小分類141—パルプ製造業
 - 3 細分類1421—洋紙製造業
 - 4 細分類1422—板紙製造業
 - 5 細分類1423—機械用紙及び紙製工業
 - 6 細分類1431—塗工紙製造業(印刷用紙を除く)
 - 7 細分類1432—段ボール製造業
 - 8 小分類144—紙製容器製造業
 - 9 小分類145—紙製容器製造業
 - 10 小分類149—その他のパルプ、紙、紙加工品製造業
 - 11 中分類16—印刷・同関連業
 - 12 中分類18—プラスチック製品製造業
 - 13 細分類2123—コンクリート製品製造業
 - 14 細分類2142—食器用、ちゅうろ用陶磁器製造業
 - 15 細分類2143—陶磁器製品製造業
 - 16 細分類2144—陶磁器製品製造業(中子を含む)
 - 17 細分類2211—蒸気による製紙業
 - 18 細分類2212—蒸気による製紙業
 - 19 細分類2221—製紙・製紙関連業
 - 20 細分類2231—熱間圧延業(鋼管、鉄板を除く)
 - 21 細分類2232—冷間圧延業(鋼管、鉄板を除く)
 - 22 細分類2234—鋼管製造業
 - 23 小分類225—鉄素形材製造業
 - 24 細分類2291—鉄素形材製造業
 - 25 細分類2299—他に分類されない鉄鋼業(ただし、鉄粉製造業に限る。)
 - 26 小分類235—非鉄金属素形材製造業
 - 27 細分類2422—機械用材料製造業
 - 28 細分類2424—作業工具製造業
 - 29 細分類2431—配管工事用陶磁器製造業(パルプ、コックを除く)
 - 30 細分類2441—鉄骨製造業
 - 31 細分類2443—金属製サッシ・ドア製造業
 - 2 細分類2446—鉄板加工業(ただし、高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。)
 - 3 小分類245—金属製品製造業
 - 34 細分類2461—金属製品製造業
 - 35 細分類2462—溶接めっき業(表面処理用材料製造業を除く)
 - 36 細分類2464—電気めっき業(表面処理用材料製造業を除く)
 - 37 細分類2465—金属熱処理業
 - 38 細分類2469—その他の金属表面処理業(ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。)
 - 39 小分類248—ベルト・チャット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
 - 40 細分類2499—他に分類されない金属製品製造業(ただし、ドラム缶更生業に限る。)

【健康診断結果の原本と共に保管】

事業場名: エステー工業 株式会社

実施日: 令和 7 年 7 月 12 日 (土)

場 所: 市役所前の診察室大竹内科

担当産業医等氏名 大竹 健 一 (印)

[illegible]